

ること。

(2) 二以上の都府県にわたる水系に係る二級河川については、関係都府県知事が共同して一工事実施基本計画を策定すること。

道府県知事は、施行法の規定により建設が工事等を行なう二級河川について工事基本計画を策定するときは、関係地方建設局長又は北海道開発局長と密接な連絡を保持すること。

九 河川の使用及び河川に関する規制について

河川の使用及び河川に関する規制については、河川の公共的性質にかんがみ、当該使用に係る事業の公益性、河川の保全及び既存の河川使用に対する影響等を総合的に考慮して河川の適正な利用を図るとともに、河川の管理に支障を及ぼす行為等の取締に万全を期すること。

なお、以下の諸点について、特に留意されたこと。

- (1) 水利使用について
- 新規水利使用と既存の河川使用との調和を図るため、水利調整の制度が新設されたので、この制度の趣旨を十分理解し、適切な処分を行なうことにより、水利使用秩序の維持に努めるとともに、水資源の合理的な利用と開発に資すること。
- (2) 河川区域内の土地の占用について
- 河川区域内の土地の占用については、河川が公共用物として一般公共の用に供せられる

べきものであることにかんがみ、公益優先の原則に従い、適切な処分等を行なうこと。

(3) 土石の採取について

土石の採取の許可については、河川の保全、骨材需要、骨材供給源の保存等を総合的に考慮して、河川ごとに砂利採取基本計画の樹立に努め、事業の協同化等業者の指導についても遺憾なきを期すること。

十 流水占用料等の徴収について

流水占用料等の徴収に関しては、下記によるものとする。

- (1) 国の行なう事業については、流水占用料等を徴収しないこと。
- (2) 道路、公営の発電事業、水道事業及び工業用水道事業、かんがい並びに地方鉄道、軌道等の鉄道施設に係る流水の占用等についての流水占用料等の徴収に関しては、従前と同様の免除又は軽減の措置を講ずるものとする。
- (3) 上記のほか、公益性の高い事業のためにする流水の占用等に係る場合その他必要と認められる場合には、流水占用料等を免除又は軽減することができるものとする。

十一 ダムに関する特則について

大規模な水利ダムについては、ダムに関する特則の制度を適切に運用することにより、ダムの設置による河川の従前の機能の減殺等の河川管理上の支障を生じないように十分に措置すること。

と。

十二 洪水調節のための指示について

ダムを設置する者に対する緊急時の措置としての洪水調節のための指示を迅速かつ的確に行なうため、洪水調節の機能を有するダムの事態を把握し、洪水調節のための指示についてあらかじめ具体的方針を定めておくこと。

十三 河川の監視について

すみやかに河川監視員を任命して河川監視を常時実施することにより、違法工作物に対する是正措置等を迅速に講ずるものとする。

十四 河川工事の施行等により取得した河川区域内の土地の帰属について

河川工事の施行等により取得した河川区域内の土地は、河川が国の公共用物であり、河川の管理は都道府県知事が行なう場合であっても国の事務であるので、国に帰属するものであること。なお、国に帰属したものについては、すみやかに国に登記を行ない、かつ、管理に遺憾なきを期すること。

十五 公有水面の理立について

- (1) 従来旧法が適用される河川の区域については公有水面理立法(大正十年法律第五十七号)の適用はないものとされていたが、当該区域内の土地が国に帰属するものとされた結果すべての河川の区域について公有水面理立法が適用されることとなつたものであること。
- (2) 法が適用又は準用される河川の理立につい

ては、公有水面理立法の規定による免許又は承認のほか、理立ての行為の実施について法の許可等を受けることを要するので、河川管理者及び公有水面理立免許権者は、あらかじめ協議し、調整を図る必要があること。

(3) 公有水面理立法の規定による竣工認可があった場合は、法による廢川敷地等の処分は必要としないものであること。

十六 関係行政機関等との連絡調整について

河川の管理はその関係する行政の分野が多岐面にわたるため、これが実施にあつては、関係行政機関、都道府県関係部局等と十分調整を図り、法の円滑な施行を図ること。

○河川法の施行について

昭和四〇・六・一九 建設省(四〇五)
 各地方建設局長
 北海道開発局長 及び 河川局長通達
 各都道府県知事

建設省発第五十八号をもつて事務次官から通達されたが、なお下記事項に御留意のうえ、河川法(昭和二十九年法律第六十七号)の施行に遺憾なきを期せられたい。

- 記
- 一 河川区域等の指定等について
- (1) 地方建設局長(北海道開発局長を含む。以下同じ)は、指定区間外の二級河川について、河川法(以下「法」という)第六条第一項第三号の区域、河川保全区域若しくは河川予定地を指定し、又はこれを変更し、若しくは廃止する必要があると認めるときは、本職に対し、次に掲げる図書を提出して、その旨を申し出ること。
- イ 公示案
- ロ 位置図
- ハ 縮尺二千五百分の一の実測平面図
- ニ その他参考となるべき事項を記載した図書
- (2) 都道府県知事は、指定区間内の二級河川の

うち指定区間外の二級河川との境界に係る部分について、法第六条第一項第三号の区域若しくは河川保全区域を指定し、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ関係地方建設局長に協議すること。

二 兼用工作物の工事等の協議について

ダムその他治水工又は利水工上に重要な河川管理施設に係る兼用工作物について、法第十七条第一項の規定により、他の工作物の管理者に当該河川管理施設(二級河川に係るものに限る)の工事、維持又は操作を行なわせる旨の協定を締結しようとするときは、「堤防と道路との兼用工作物管理協定(準則)について」(昭和四十七年六月十九日建設省河政案第五七号河政発第四九号建設省河川局長・道路局長通達)による場合を除き、あらかじめ、本職の承認を受けること。

三 水利使用に関する処分について

- (1) 地方建設局長は、特定水利使用に関する法第二十二條、第二十四條第二十六條第一項、第二十七條第一項、第五十五條第一項若しくは第五十七條第一項の許可又は法第三十四條第一項の承認の申請書(法第九十五條の規定による協議書を含む)を受領したときは、当該申請書又は協議書の正本及び関係行政機関の数と同一の部数の写し並びにその添付図書に、それぞれ別表第一に掲げる書面を添えて、これを建設大臣に送達すること。

- (2) 都道府県知事は、水利使用に関する法第二十三條、第二十四條、第二十六條又は第三十四條第一項の規定による処分について法第七十九條の認可の申請をするときは、認可申請書の正本一部及び次に掲げる郵政の写しに、それぞれ、当該処分に係る申請書又は協議書の写し及びその添付図書のほか、別表第二に掲げる書面を添えて、これを建設大臣に提出すること。
- イ 指定区画内の一級河川における水利使用に関する処分についての認可の申請にあつては、二部
- ロ 二級河川における特定水利使用に関する処分についての認可の申請のうち、
 - (イ) 法若しくは河川法施行法（昭和三十九年法律第六十八号。以下「施行法」という。）又は河川法施行令（昭和四十年政令第十四号。以下「令」という。）の規定により建設大臣が行なう河川の管理に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある処分に係るものにあつては、二に關係行政機関（発電のためにする水利使用については、通商産業省を除く。以下（ロ）において同じ。）の数を加えた部数
 - (ロ) その他のものにあつては、關係行政機関の数と同一の部数
- (3) 水利使用に関する法第二十三條、第二十四條又は第二十六條の規定による処分、法第

- 七十九條の認可又は河川管理事務処理規程（昭和四十年建設省訓令第一号）第二條の承認を要するものうち、次に掲げるものについては、これらの認可又は承認があつたものとしてその処分をすること。
- イ 法第二十三條の規定による処分、流水の占用の場所の変更（重要な変更を除く。）又は水力発電の落差の変更に係るもの
- ロ 法第二十三條又は第二十四條の許可で、許可期間の更新に係るもの（遊休水利権に関するものその他河川の適正な利用を妨げるおそれがあるものを除く。）
- ハ 法第二十四條又は第二十六條の規定による処分、流水の占用のための工作物又は治水若しくは利水上影響が著しいと認められる工作物の新築又は重要な改築（許可を受けた事項の変更にあつては、重要なものに限る。）に係るもの以外のもの
- (4) 都道府県知事は、法第七十九條の認可を要するものうち、(3)の規定により認可があつたものとしてした水利使用に関する処分について、当該処分に係る処分書の写し及び水利使用規則（現行の水利使用規則又は命令書の一部を改正したときは、当該現行の水利使用規則又は命令書及びその一部改正書）を添えて、次に定めるところにより報告すること。
- イ 法第七十九條第一項に係る処分にあつては、すみやかに、その旨を所轄事務所長（關

- 係建設部長を含む。）を経由して所轄地方建設局長に報告すること。
- ロ 法第七十九條第二項に係る処分にあつては、毎年、前年の四月一日からその年の三月三十一日までの間における処分を取りまとめ、別記様式第一により、その年の四月末までに建設大臣に報告すること。
- 四 河川管理者の許可を要しない軽易な行為について
 - 都道府県知事は、昭和四十年四月一日建設省告示第千八百八十二号の例により、指定区画内の一級河川及び二級河川について、令第十六條第一項第三号の指定をすること。
- 五 発電のための流水占用料等について
 - 発電のための流水占用料等の徴収については、次に定めるところによること。
 - イ 令第十八條第一項第三号の規定に基づき建設大臣が定める額の範囲内で、流水占用料及び土地占用料を一括して徴収すること。
 - ロ 水利使用の許可をした後直ちに徴収せず、通水を始めた後に、その通水を始めた月以降の期間について月割で計算した額を徴収すること。この場合において、一部通水については、当該一部通水のみを徴収すること。
 - ハ 別記様式第二により、毎年度の徴収状況書を調製し、保管すること。
- 六 河川の従前の機能を維持するための指示について

- ダムの設置に伴い下流の洪水流量が著しく増加し、災害が発生するおそれがある場合における法第四十四條第一項の指示については、原則として、予備放流方式によつて令第二十四條第一号の容量を確保させるものとし、当該方式のみによつては当該容量を確保することが困難な場合に限り、サーチャージ方式、制限水位方式又は予備放流方式のうちいずれか一以上の方式によつて当該容量を確保させること。
- 七 削除
- 八 陸川敷地等の管理及び処分について
 - (1) 令第四十九條の公示をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる図書を提出して、本職の承認を受けること。この場合において、指定区画内の一級河川に係る陸川敷地等が、指定区画外の一級河川との境界に係るものであるときは、当該承認の申請は、關係地方建設局長を経由してすること。
 - イ 公示案
 - ロ 位置図
 - ハ 実測平面図及び実測縦断面図
 - ニ 面積計算書及び丈量図
 - ホ 新旧対照図その他の参考となるべき事項を記載した図書
- (2) 法第六條第一項第三号の区域の指定の変更又は廃止により当該区域内の土地又は河川管理施設が陸川敷地等となるときは、当該指定の変更又は廃止に関する同條第二項の公示と

- 当該陸川敷地等に関する令第四十九條の公示は、同日付で行なうこと。
- (3) 陸川敷地等の管理については、次に定めるところによること。
- イ 原則として新たな使用又は収益はさせないこと。
- ロ 陸川敷地等となつた従前の河川区域内の土地について法の規定に基づいてした許可は、その効力を失うが、法第九十一條第一項の期間の限度において、従前と同様の条件により使用又は収益をさせることができること。
- ハ 指定区画外の一級河川に係る陸川敷地等についてはロにより使用又は収益をさせるときは、その対価は、法第九十四條の規定により國の収入となるものであること。
- (4) 法第九十二條の交換に係る陸川敷地等及び新たに河川区域となる土地の価額の評価は、近傍類地の価額等を考慮して公正妥当に行なうこと。
- (5) 令第五十一條の規定により補足する差額は、その補足を陸川敷地等の取得者が行なうときは、國の収入となるものであること。
- (6) 法第九十二條第一項の譲与は、建設省管國有財産取扱い規則（昭和三十年建設省訓令第一号）第三條の規定により、都道府県知事が建設大臣の部長として行なうものであること。この場合において、面積が一〇万平方メ

- ートルを超える陸川敷地等の譲与については、それが同規則第三十七條の部長の専行事項となつていないので、建設大臣の承認を要するものであること。
- なお、この場合における法第九十二條第一項の協議は、二級河川に係る陸川敷地等の國有存置の取扱いについて（昭和四十二年十月十八日付建設省河政策第八十四号大蔵省國有財産局長あて建設省河川局長協議）の記第二項の規定により、都道府県知事は、当該陸川敷地等の所在地を管轄する財務部長（当該陸川敷地等の所在地を管轄する財務部長がいな場合は、財務局長）に対し行なうものとされていること。
- (7) 法第九十二條若しくは第九十三條又は施行法第十八條の規定により処分する場合を除き、陸川敷地等は、法第九十一條第一項の期間が満了したときは、國有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第八條の規定により処理するものであること。この場合において、同條第一項本文の規定による引継ぎは、所轄財務局長に対して行なうものとされていること。
- なお、引継ぎは、できるだけ従来の占有物件等の存しない状態で行なえるよう、あらかじめ、措置しておくこと。
- 九 準用河川について
 - (1) 都道府県知事は、準用河川に関する市町村